

ID: 854

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	賠償受給額相当額の返還命令		
法令名 根拠条項	予防接種法 第18条第2項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
【根拠条文】 (損害賠償との調整) 第18条 2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日